

第4回川崎市環境審議会資源循環部会（議事録）

- 1 **開催日時** 令和6年10月21日（月） 13時30分～15時34分
- 2 **開催場所** 川崎市役所本庁舎復元棟303会議室
- 3 **出席委員** 寺園部会長、濃沼委員、篠倉委員、高橋委員、徳野委員、藤倉委員、森川委員、渡辺委員（8名）
※寺園部会長、藤倉委員はオンライン参加
- 4 **事務局** 水口生活環境部長、石原施設部長、
山本廃棄物政策担当部長、山田廃棄物政策担当課長、
増田減量推進課長、宝田収集計画課長、木下廃棄物指導課長
菅原施設整備課長、志田施設建設課長、池田処理計画課長、
稲垣廃棄物政策担当課長補佐、小澤廃棄物政策担当課長補佐、
遠山廃棄物政策担当課長補佐、山本廃棄物指導課担当係長
小澤廃棄物指導課課長補佐、山田廃棄物指導課担当係長 他
- 5 **傍聴者** 1名
- 6 **議題（※全て公開）**
 - 議題1 今後のスケジュールについて
 - 議題2 産業廃棄物の現状及び産業廃棄物施策の課題と方向性、目標項目について
 - 議題3 個別課題に対する取組及び方向性について（食品ロス・高齢化・経済的手法・まち美化・災害廃棄物・生活排水）
 - 議題4 次回の開催について
- 7 **資料**
 - 資料1 前回部会における委員の主な意見
 - 資料2 今後のスケジュールについて

- 資料 3－1 川崎市における産業廃棄物の現状及び産業廃棄物施策の課題と方向性について
- 資料 3－2 次期廃棄物計画の産業廃棄物の目標項目について
- 資料 4 個別課題に対する取組及び方向性について(食品ロス・高齢化・経済的手法・まち美化・災害廃棄物・生活排水)
- 資料 5 次回の開催について
- 参考資料 1 部会委員名簿
- 参考資料 2 川崎市の廃棄物対策に関する基礎資料集
- 参考資料 3 令和 5 年度産業廃棄物排出量実績及び要因分析
- 参考資料 4 次期廃棄物計画の基本理念・方針・施策について

8 議事内容

○山田廃棄物政策担当課長

ただいまから令和 6 年度第 4 回川崎市環境審議会資源循環部会を開催させていただきます。

廃棄物政策担当課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、寺園部会長と藤倉委員、2 名がオンライン参加となっております。

初めに、委員の出席状況等について御報告させていただきます。委員 9 名中、現在 8 名の委員に御出席いただいております。川崎市環境基本条例施行規則第 14 条の 2 第 3 項で準用する第 14 条第 2 項の規定に基づきまして、半数以上の委員の御出席により、本日の部会が成立していますことを御報告申し上げます。

また、本部会は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により原則公開としており、本日の配付資料及び議事録につきましては、本市ホームページに掲載させていただくとともに、公文書館等で閲覧に供することとしております。なお、議事録につきましては委員名が分かる形で作成させていただきます。

本日、報道関係者、傍聴の申込みは、この会場にはおりませんが、オンラインで 1 名の傍聴希望が来ておりますので、御報告いたします。

また、この後、こちらの会場に報道、傍聴の申出があったときには入室を許可することとしたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山田廃棄物政策担当課長

ありがとうございます。それでは、資料について事務局より確認させていただきます。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、資料 1、前回部会における委員の主な意見、資料 2、今後のスケジュールについて、資料 3、こちら、1 と 2 がございまして、3－1 が川崎市における産業廃棄物の現状及び産業廃物施策の課題と方向性について、3－2 が次期廃棄物計画の産業廃棄物の目標項目について、資料 4 が個別課題に対する取組及び方向性について、資料 5 が次回の開催について、そのほか、参考資料 1 としては部会委員名簿、参考資料 2 として川崎市の廃棄物対策に関する基礎資料集、参考資料 3 として令和 5 年度産業廃棄物排出量実績及び要因分析、参考資料 4 として次期廃棄物計画の基本理念・方針・施策についてという資料となっております。資料に不足はございませんでしょうか。参考資料については後ほど御覧いただければと思います。以上となります。

○山田廃棄物政策担当課長

それでは、これからの進行につきまして寺園部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○寺園部会長

それでは、報告事項に入りたいと思います。前回部会での主な御意見について、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

資料 1 を御覧ください。前回部会における委員の主な御意見から、目標や個別課題に関する御意見を紹介いたします。

まず、濃沼委員。意見 1、企業努力の部分の目標値は、市として定めておくべきだと思う。

意見 2、ゴミ拾い甲子園のような学生・若者を集めてごみを拾うようなイベントを各区で積極的にやっていただくと意識が高まると思うので、検討してほしい。

篠倉委員。意見 1、実際にごみが集積所に出されている状況を見ると、市民の意識は 2 つに分かれている印象であり、きちんと分別していない人の行動変容・意識改革をどうするかが重要である。

寺園部会長。意見 3、廃棄物分野での脱炭素化にはプラスチック対策が重要である。当分野からの温室効果ガス排出は全体の 3 % と少ないが、だから何もしないのではなく、取り組む必要がある。

意見 4、ゴミ拾い甲子園はナッジとも似ていて、仕掛けを工夫すれば若者も参加してくれる。横に広がっていけば意識づけもされていくと思う。

渡辺委員。意見 1、産廃の分野での CO₂ の削減となると、プラスチック等の熱源としての利用ができなくなる。具体的に脱炭素に向けて何ができるかを示してほしい。「徹底的」な 3 R はいいと思う。説明は以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。主な意見だけ御説明いただきました。

ただいまの御説明に追加や御意見がある方はよろしく願いいたします。

よろしければ、本日の議論に進んで、その中でまた御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。議題 1 の今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

資料 2 を御覧ください。スケジュール案について御説明いたします。

本日は、赤枠で囲った第 4 回資源循環部会で、現産業廃棄物計画の総括と目標項目のほか、個別課題の検討となります。次回 12 月 20 日は、翌年 1 月の環境審議会への中間報告に向けた基本計画の改定の考え方の部会案をお示しする予定となっております。説明は以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。本日の審議内容を含めたスケジュール案の御紹介いただきました。

次が第5回、その後、環境審議会ということで、当初予定より、順調に審議が進んでいるスケジュールの御紹介ということでよろしかったでしょうか。

○山田廃棄物政策担当課長

そのとおりです。

○寺園部会長

スケジュールについて御質問、御意見がある方はよろしくお願いいたします。

次が12月20日の第5回部会で、基本計画の改定の考え方の中間報告を部会案としてまとめ、1月の環境審議会に報告するという予定であり、本日の部会は、その前の部会という位置づけでございます。

それでは、議題2に移りたいと思います。産業廃棄物の現状及び課題と方向性、目標項目について、まずは課題と方向性の部分を事務局から御説明をお願いいたします。

○木下廃棄物指導課長

廃棄物指導課、木下から御説明させていただきたいと思います。

資料3-1を御覧いただくようお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、本日はこの項目に沿って、順番に説明したいと思います。

まず、産業廃棄物の排出状況です。本市における産業廃棄物の排出の推移のグラフとなっております。1999年度から昨年度2023年度までの期間、4年から5年ごとに産業廃棄物の実態調査を行いまして、現状を把握しているところでございます。

排出状況につきましては、長期的に見てなのですが、右肩下がりということで、減少傾向と見ております。種類の別といたしまして、水色の汚泥の部分が最も多く、ピンクはその他ということでまとめさせていただいております。次いで、黄色のがれき類となっております。ピンクにつきましては、廃酸、ガラス陶磁器くず、廃油がまとめられたものとなっております。

次のスライドに参ります。業種別の排出量になってございます。こちらにつきましては、内訳を見ますと、下から緑色の電気・水道業、続きまして、オレンジの建設業、点線の部分は製造業ということなのですけれども、点線で囲って、まとめて製造業とさせてい

ただいておりますが、この3業種で全体の95%を占めているような状況となっております。

ちなみに2019年度、電気・水道が多少多くなっているところがございますが、こちらについては、令和元年度の台風の影響を受けたものと考えてございます。

続きまして、2番の指導計画の取組状況を御説明させていただきます。

こちらにつきましては、まず上の段になりますが、基本計画の概要となっております。基本理念、脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現、計画期間としましては、2020年度から2025年度、4年間の計画となっております。計画の目標は4つございまして、1つ目が排出量2,500千トン、言い方としましてはおかしな言い方になってしまいますが、実質250万トンという形なのですが、産業廃棄物のほうは量が多いために千トンという単位で表現させていただいておりますので、そのまま分かりやすいように、2,500千トンと言わせていただきます。続きまして、2番目が再生利用率32%、3つ目としまして廃プラ類の再生利用率71%、そして4つ目としまして最終処分量43千トンとしております。

下は現行計画の体系図となっております。

次のスライドになります。次に、今申し上げました4つの目標の現時点での達成状況ということで御説明したいと思います。この達成状況ですけれども、今年度に入りまして、私どもの方で産業廃棄物実態調査というアンケート調査を事業者の皆さんにさせていただいております。その結果を基に達成できたかどうかということを御説明させていただきたいと思います。

まず排出量、2,500千トンの目標に対してということですが、2,483千トンとなっておりますので、現時点でこの目標は達成しております。主な要因といたしましては、オレンジ色の建設業の増加等がございましたが、黄色の鉄鋼業、緑の電気・水道業のほうで減少しているということでございます。特に建設業のほうでは、コンクリート建築の解体などが増えて、がれき類が増えるような状況もございましたが、私どものほうで排出事業者の皆さんへの発生抑制をお願いしたり、指導・助言という形でやらせていただいたり、事業者の皆さんに御尽力していただいて、全体としては減ったというような結果になってございます。

次のスライドになります。再生利用率32%という目標でございます。こちらにつきましては、現時点で34%と目標よりも高く、こちらの方も目標を達成してございます。要因と

して考えられますのは、先ほども言いましたが、コンクリート解体の増加があったり、また、ガラス・陶磁器くずの再生利用が増加したというところでございます。黄色のがれき類というのは、再生砕石という形で、細かく砕いて、工事現場で有効利用されるというのが一般的になってございまして、そもそも再生利用率が高い廃棄物というふうに考えてございます。そういったものが増えているというのが全体的な数値に影響しているものと思っております。

次のスライドになります。こちらは廃プラスチック類の再生利用率に関する目標とさせていただきます。こちらでも目標71%に対して、小数点はありますが、71.2%ということで、こちらでも目標を達成している状況でございます。こちらの要因といたしましては、プラスチック資源循環促進法が2022年に法律施行されてございまして、そういった法整備による規制の強化であったり、私どもの年間を通じた指導・助言と、先ほどもありましたが、企業努力が少しずつ反映されているというところで、特に製造業と建設業で再生利用率が増えたためと考えております。

次のスライドになりますが、こちらが最終処分量になりまして、43千トンという目標に対して、こちらにつきましては、56千トンということですので、現時点では目標に届いていないという状況でございます。表を見ていただきますと、オレンジ色の建設業のところですが、こちらにつきましては、建設業への指導・助言も行っております。また、事業者の皆さんの御尽力などもあり、非常に減っているところではありますが、黄色の鉄鋼業で増えているという状況もございます。そういったところもございまして、全体としましては、12千トンの減少にとどまっているということで、減少幅については少し少ないと思っております。ただし、鉄鋼業につきましては、工事とかがありまして、一時的なものと考えておりますので、今後は減少していくものと思っております。

続きまして、現計画の取組事例を少しお話しさせていただきたいと思っております。こちらは、タイトルにもございますが、脱炭素化の推進というところで行っている取組でございます。細かくて図の方は分かりにくいかもしれませんが、廃プラのリサイクル処理施設の設置とか、リサイクル技術の開発・実証を促進しているのがこの計画の期間の取組でございます。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、こちらについては、家庭から出る衣類ということで、一般廃棄物でございますが、そういったものをイベント開催に合わせて回収して、産業廃棄物処理施設を使った、企業と連携した化学繊維のリサイクル試験研究を実

施しております。

次のスライドを御覧いただきたいのですが、より先進的なリサイクル技術の開発ということで、そのほかにも廃棄物処理施設で行われる試験研究もございます。

次のスライドを御覧いただきたいと思います。3Rや、適正処理の確保に向けた地道な活動でございますが、こちらにつきましては、年間を通して立入検査を実施しております。また、市の処理センターでは、事業者から搬入される廃棄物の内容審査を行いまして、持ち込まれる廃棄物の中に産廃の混入がないか確認して、もし発見された場合については、その後指導するというところでやらせていただいております、現場での指導・助言を日々行っている状況でございます。

次のスライドになりますが、こちらは災害・緊急時の廃棄物対策でございます。災害廃棄物対策につきましては、災害時、緊急時の対応を処理業者にも備えていただくよう、計画づくりの支援などを行っております。

続きまして、次の資料ですが、こちらは環境保全意識の向上ということで、産業廃棄物を市民の皆さんにも身近なごみとしてもっと知っていただくということで、「知っておきたい産廃のこと」というパンフレットを作成して、普及、広報を行っております。こちらのパンフレットにつきましては、本日の資料の参考資料3の45ページ以降、最後のほうに添付してございますので、御覧いただければと思います。

続きまして、国等の廃棄物に関連した施策の方向性ということで少しお話しさせていただきます。

国では、廃棄物に関連した施策の方向性で、今年8月に閣議決定されました第五次循環型社会形成推進基本計画がございまして、その中で、これまでも説明しておりますが、循環経済への移行が前面に打ち出され、国の戦略という形で策定されてございます。

そうしたところ、次のスライドになりますが、この計画の中では、少し注目ポイントがございまして、資源循環を進める上で、素材や製品に着目した資源循環という方向性も示されてございます。そうした動きの中で、徹底的な資源循環を推進するという考えになっております。

次のスライドですが、これも今年5月に再資源化事業等高度化法が公布されてございます。再資源化事業の高度化の促進による脱炭素化の推進や、産業競争力の強化というところで、この法律の中では、こういったところの計画が認められれば、許可手続等の省略など特例が設けられていることになってございます。

次のスライドになりますが、循環経済への移行を先ほども申し上げておりますが、そこから進んでいくに当たって、脱炭素、カーボンニュートラルの取組が重要となってくるところで、温室効果ガスの排出量のうち、資源循環に取り組むことによって、そこで貢献できる余地がまだまだあるということで、資源循環では36%取り組む余地があると集計されてございます。そのうち、廃棄物については3%と割合としては少ないのですけれども、より一層の取組が求められているような状況でございます。

次のスライドになります。そうした国の計画の背景がございしますが、大きな背景のほかに、産業廃棄物の動向でお話しさせていただきますと、産業廃棄物に関する私どもが今やっております産業廃棄物処理指導計画がありますので、指導計画の策定状況についてお話しさせていただきます。

産業廃棄物の処理につきましては、基本的には一般廃棄物、市域の中でやるというものではなくて、広域処理ということで、県域、市域、全国的に展開しながらやっていくものとなっております。計画の策定は、法律上、都道府県にのみ策定義務がありまして、私も政令指定都市にはそういった策定義務はございません。ただ、産業が発展する段階の中で、大量生産、大量廃棄という中で、過去に不適正処理が全国的に横行していたところもございまして、多くの都市で計画をつくって取り組んできたところです。そういう中で、事業者への指導などを強化してまいりました。

しかし、近年、法令遵守の意識、従事していただいている皆さんの意識が浸透していることや、適正処理、減量化・再資源化が進んでいる中で、処理指導計画を廃止するような自治体も見られるようなところがあるというのが、この表でございます。もともと策定していないところもありますが、現在、政令市の中では、本市を含めて4市という状況でございます。

次のスライドになりますが、4つ目としまして、川崎市の産業廃棄物の特性ということでお話しさせていただきたいと思います。

臨海部の地図が出ておりますが、川崎市の産廃の処理の特性としましては、臨海部にリサイクル施設が集積しているということです。1997年には臨海部全体を対象に、国内第1号のエコタウン地域ということで認定されておりまして、先ほど説明させていただきました、国の計画の中でも、素材や製品ごとに循環を考えるとというのもありましたが、表の中で赤い四角の中に白い文字のところですが、そういった意味では、既に素材とか製品に特化したリサイクルが各企業の中で行われているというのが川崎市の特徴かと思います。

次のページになりますが、特に廃プラスチック類の取組が非常に盛んであるということで、リサイクルの方法もいろいろございます。各種リサイクルに積極的に取り組んでいたっている企業が集積しているのが特徴かと思っております。

次のスライドになりますが、こうした臨海部に企業が集積しているというところで、特に廃プラスチック類につきましては、排出事業者から処理事業者に委託されたものという範囲で見させていただくと、この図のようになっておりますが、委託量の2倍の量を市外から受け入れて処理しているという状況でございます。

最後に、産業廃棄物施策の課題及び今後の方向性ということでお話をさせていただきます。

次のスライドです。まずは成果、課題、強みというところでお話しさせていただきます。まず、成果なのですが、排出量、再生利用率及び廃プラの再生利用率につきましては、2023年度で既に目標値を達成してございます。最終処分量につきましては、一時的な要因と考えておりますが、現時点では目標に達していないところではあります。将来的には減少していくものと思っております。そういったところから、適正処理・3Rの観点では、順調に推移していると思っておりますが、引き続き、資源循環・循環経済への移行に向けた取組が必要かと思っております。

また、課題としましては、資源循環の推進、循環経済への移行に向けては、産業廃棄物、一般廃棄物の区分けにかかわらず、素材・製品別に高度なリサイクル体制を整備していくことが必要かと思っておりますし、先ほど新しい法律ができておりますので、高度化法もございますので、そういったところへの対応も必要と思っております。また、循環経済への移行に向けて、静脈産業と動脈産業の3R、Renewableの推進という面で、資源循環に向けた連携の必要があると思っております。

また、強みとしましては、既に素材・製品別に先進的なリサイクルが行われている、そういう技術があるというところですので、そういった立地を生かして、さらなる発展を図ることが必要と思っております。

最後のスライドになりますが、今後の方向性です。再生原料を利用する製造事業者とリサイクル事業者の連携強化、再資源化事業の高度化を推進していく必要があると思っております。また、不要になった段階からの資源化の推進、再資源化のマッチング支援によるさらなる資源循環の推進が必要かと思っております。

また、排出事業者、処理業者等の各主体間の相互理解の促進による環境保全意識の向上

にも努める必要があるかと思っております。また、そういったところで、脱炭素化、資源循環に資する行動変容を促進させていただきたいと思っております。

こういったところが方向性と私どもは思っております。資料の説明につきましては以上でございます。

○寺園部会長

どうもありがとうございます。今日の部会で、最初に産業廃棄物のことを御説明いただきました。御承知のように、産業廃棄物の処分や収集運搬の業許可は、政令指定都市として川崎市も出されているのですけれども、処理計画自体は都道府県が基本的には策定していると。一方で、川崎市も指導計画を策定しているけれども、他の政令指定都市では策定していない、あるいは廃止してしまったところもあるというお話を先ほどいただきました。それで、今回、川崎市の計画の中で、これからどうするかということも含めて、現状の御説明と課題と、目標の達成状況等を御説明いただきました。

私から1点伺いたいのが、プラスチックの再生利用率、9枚目のところで、71%とおっしゃっていただいた中は、これはサーマルリサイクルというのが含まれていたかどうか、そこだけ確認させていただけますか。

○木下廃棄物指導課長

これについては、サーマルは入ってございません。

○寺園部会長

入れずに71%ですね。

○木下廃棄物指導課長

はい。

○寺園部会長

ありがとうございます。それでは、委員の方から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○濃沼委員

濃沼です。３ページのところに産廃のデータが載っておりますけれども、多摩川では浚渫工事を行っているのです。これは国土交通省が行っているのですけれども、浚渫工事に伴って、河川を浚渫しますと、汚泥がたくさん出るのです。この汚泥が、このカウントの中に入っているのか、あるいはこれは国土交通省なので国のほうの管理になるのか、もし分かりましたら教えていただきたいのです。

○木下廃棄物指導課長

お答えさせていただきます。

浚渫汚泥自体は、産業廃棄物に該当するものでございますが、おっしゃられた多摩川の実際の浚渫汚泥が川崎市の処理になっているかどうかというのは、こちらも存じ上げない部分がありまして、市内の処理施設のほうで、搬入、受け入れていけば、その数字は反映されていると思いますが、市外のほかのところに持っていかれると、そちらについては反映されないという状況です。

○濃沼委員

それについては把握していないということですか。

○木下廃棄物指導課長

お答えさせていただきます。

実際は、正直申し上げますと把握していないというところでございますが、東京都域など市外に搬入されているという可能性もございますので、その場合は把握対象となっております。

○濃沼委員

多摩川は川崎市にずっと沿って流れている川ですので、浚渫工事はこれからずっと続きます。実際に汚泥とか、そういったものがどれくらい出ているのかとか、川崎市としてぜひ把握しておいていただけるとよろしいのではないかと思いますので、お願いいたします。

○木下廃棄物指導課長

御意見、ありがとうございます。確認してまいりたいと思います。

○寺園部会長

今、濃沼委員が御指摘された点は、さすがだなといえますか、国土交通省が恐らく浚渫をされて、それがどこに持っていったかで、このカウントに入るのか入らないかというのは、確かに変わってくるのだろうなと思ったのですけれども、一方で、ここで私たちが、より重点を置いて考えたいのは、川崎市内で発生、処理される産業廃棄物をどうするか、どうやって減らしていくかということかと思います。特に川崎市内の産業活動というものをうまく循環経済の方向に持っていきたいと私は考えるのですけれども、多摩川の浚渫というのは、ある意味、産業活動とは少し性格を異にするような部分もありますので、自然も含めていろいろな原因があって溜まってくるものを、どうやって現状維持、あるいは改善していくのかという中で出てくるものですので、有効利用が望ましいとは思っていますが、現状でこの汚泥の中にそれが含まれるか含まれていないかというところの把握からしっかりとやっていきましょうということかと理解しました。私からの補足です。

○濃沼委員

今の続きなのですが、今、部会長がおっしゃられることは確かなのですが、これが一時的な浚渫工事であればそのとおりなのですが、多摩川の浚渫工事というのは何年にもわたって、10年にわたって続くのです。ですから、それをしっかりと把握しておかないと、川崎市だけではなくて、国全体として汚泥の処理をどういうふうにしていくかということの基本に関わる問題ではないかと思い、質問させていただきました。

○寺園部会長

問題意識は理解しております。少なくともカウントに入っているか入っていないか。

○濃沼委員

そうしないと、例えば先ほど出てきましたけれども、災害時の廃棄物の処理、これも実際に災害が起こってみると出てくるものですが、そうではないケースの場合は無視されるわけですね。ところが、災害というのは日本全体で考えると、頻繁に起こっており、そう

いうものも平常的なものとして捉えないといけないのではないかと私は認識しているのですけれども、いかがでしょうか。

○寺園部会長

私からお話してもいいのですが、川崎市のほうからありますか。

○木下廃棄物指導課長

今の御質問の意図としましては、やはり災害が年間を通して発生する可能性がありますので、災害廃棄物の量を把握したほうがいいというところでございますか。

○濃沼委員

そういう意味ではなくて、要するに災害というのは、川崎市では災害は比較的少ないのですけれども、日本の各地でいろいろ起こっているわけですから、災害に対する廃棄物に関しても、こういう廃棄物をリサイクルするというデータとしてカウントしていくべきではないですかということを言っているのです。

○寺園部会長

濃沼委員のお考えは分かりました。そういう点から、今回、台風第19号に伴う、全てではないかもしれませんが、産業廃棄物の災害由来の増加分というところは加えられたところもあります。一方で、多摩川の浚渫による部分というのは、必ずしも災害に関係するかどうかは別として、自然由来であっても、そういうことが時々又は、長期間にわたって発生する場合もあると、そういうものについてどこまでしっかり把握できているかと、ある年に台風や災害が起きて、その年に増えたのはそれが原因ですということで、言い訳というか、特例的に考えずに、常時それはあり得るものだというような考えをした方がいいというような御意見と私は理解しました。大体それでよろしいですか。

○濃沼委員

はい、結構です。ありがとうございます。

○寺園部会長

その一方で、年によって増えたり減ったりという部分はあると思うので、ある程度、ならして考えながら、また、今、スライドで出ていますように、本当に突発的に出てもそれに対応できるようなことを計画の中に含めて考えたほうが良いというのは、そうだと思いますので、数字の見方と対応の仕方と両面で、災害というものの位置づけをしっかりとやっていきたいと思いますということで、この場はそれで納めさせていただければと思います。それ以外に御質問、御意見がある方、お願いします。

○篠倉委員

市民委員の篠倉から質問させていただきたいと思います。

1点目は、9ページ目の廃プラスチック類再生利用率の目標のところですが、その手前で、いろいろこれまでの活動があり、ほとんどの数値を達成されてこられたということがよく理解できました。その上で2点、確認の質問ですが、9ページの廃プラスチック類の母数が、市内、市外を含むのかを知りたいと思います。というのも、26ページに、他の都道府県や市外からも受け入れているという数字があったと思うのですが、9ページの数字というのは市内のものを母数にしているのか、市外や、県外のものも含めたのが100%なのか、それによって打つ手だてが違ってくると思ひまして、それが1点目の御質問です。

○木下廃棄物指導課長

こちらは川崎市産業廃棄物実態調査で行っておりますので、市内の排出事業者の方を対象に調査をしており、そこから排出された産業廃棄物がどのような処理をされているかというのを確認しておりますので、委託処理された先が市外で処理しているということであれば、市外の数字も入っております。排出した産業廃棄物どういう処理をされたかという数字ですので、取り組まれているのは川崎市の排出事業者の方がやっているものというふうにお考えいただければと思います。

○篠倉委員

分かりました。もう1点の質問が22ページですが、政令指定都市や市町村という単位の中で、これから産廃の計画を立てるということがこんなにも差があるのだということを初めて知りました。川崎市としての今後の方向性が最後の章で御紹介があったときに、分か

らなかったのが、産廃計画というのは当面続けていくという考えなのか、今まだ過渡期で、目標値を達成したらやめていくという議論を始めるのだとか、その辺の今時点でお話しいただけるものがあれば教えていただきたいと思います。

○木下廃棄物指導課長

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

現行、産業廃棄物処理指導計画ということで行っていますが、今後の計画のあり方については、今、まさに部会において検討させていただいております。そこにつきましては、指導計画と、一廃の計画ということで、これまで個別の計画ということでつくって、それぞれが進めておりましたが、循環経済の移行や、より強力に資源循環を進めることや、脱炭素への取組というところの中で、一体として進めていくところを御説明していくところかと思っております。ですので、今後の話ではございますが、私どもで結論を今ここで言うところではございませんが、1つの計画の中で一般廃棄物がまずあり、その計画の中で産業廃棄物についてもできることをやっていくという計画の形になっていくものかと思っております。そのように検討させていただきたいと思っております。また、産業廃棄物施策のベースとなっております適正処理、法律に基づく適正処理、こちらについては、形がどう変わっても、そこはしっかり守っていくというのが産業廃棄物の方針だと思っておりますので、そこについてはきちんとやっていくというところでございます。

○篠倉委員

分かりました。検討中ということで理解しました。ありがとうございます。

○寺園部会長

この後で、目標項目の検討の中でまたお話が出てくるかと思います。

○濃沼委員

28ページに産業廃棄物処理指導計画の取組状況（成果、課題、強み）と書いてあり、強みの中に、先進的なリサイクル技術を有する中間処理業者が集中していて、その点が強みですと書かれており、これはこれで大変すばらしいことだと思います。川崎市には環境総合研究所がありますけれども、そこでの研究成果を一般に普及させていくという強みもあ

るのではないかと思うのですが、それは触れられていないので、よろしいでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

それでは、お答えさせていただきます。

今お話のありましたところは、環境局の環境総合研究所に関してというところでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、廃棄物に関してメインで研究しているものではなくて、環境問題全般の中で広くやっておりますので、その中で、廃棄物に関連した研究などが取り組まれれば、それに関する発表もございますが、常々、環境総合研究所で廃棄物に関する研究を行っているというところではございません。

○濃沼委員

先日、見学させていただいて、リサイクルに関する研究開発を行っていたと私は認識しているのですけれども、具体的な項目について説明できないのですが。

○山本廃棄物政策担当部長

補足をさせていただきます。

今、メインでは行っていないと申し上げたのは、測定業務など、そういったところは行っていないのですけれども、ほかの企業と一緒に、産学公民連携事業の中で、廃棄物を取り扱った先進的な研究もさせていただいているところもございます。川崎市内には、今の環境総合研究所以外に、企業の研究所も数多くございます。そういった方々と連携していくというのは、当然のことながら入っていくものと思っておりますので、大きな方向性という意味でこの中には入っておりませんが、そういった一つの事業で出た成果も当然生かせるものは生かしていくということは変わらないと思っております。

○濃沼委員

これですと中間処理業者さんが一生懸命取り組んでいることが強みですよというふうに読めてしまうのですけれども、川崎市もやっていますよということを謳った方がよろしいと思うのです。この計画書がどこに出ていくかは別なのですから、国や、そういったところに計画書を何らかの形でお出しするということになれば、川崎市も一生懸命リサイ

クルに関する技術、大手の企業など、そういったところと組んで取り組んでおりますというのを強みとして謳った方がよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本廃棄物政策担当部長

各一つ一つの事業立てをどういうふうに計画に位置づけていくかは、大きな方針、考え方をいただきまして、我々のほうで具体の細かい計画づくりみたいところで整理をさせていただいた上で、皆様のほうに御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、全体として、中間事業者さんがという話がございましたけれども、この計画の意味合いが時代とともに変わってきていると思っておりますので、そういった意味で、今回、方向性の方でお示しをさせていただいておりますように、川崎市から出た廃棄物をどうするということだけが川崎市の役割ではないような状況になってございますので、全体として地域の特性を踏まえて、よりリサイクル、減量化が進むような形も考えていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○寺園部会長

私から少し補足させていただきますと、これは川崎市だけではないのですけれども、地方環境研究機関というのが、全国どこでもかなり予算的に脆弱な状況で縮小傾向になってきているというのがここ数十年の傾向です。そこで廃棄物研究をしっかりとできているところというのは、正直、全国で数は多くないです。川崎市におかれましても、川崎市環境総合研究所は、もちろん立派な研究機関ですが、廃棄物分野をあまり重点として置くことはできていないと思います。もしそういう研究ができていて、研究者の方がいらっしゃったら、私はここで部会長を任命されていないと思います。もちろん、マイクロプラスチックの調査研究など、国立環境研究所と一緒にやっている部分もあり、川崎市の場合は、大気汚染の研究というのが非常に進んでいたり、リスクの研究など、そういった公害研究がベースにありますので、現状としては、研究のバランスとしてはそうかと思っています。

一方で、リサイクル技術などの静脈産業、あるいは実際のリサイクルをされている企業というのは、全国のトップクラスですので、そういう意味では、そちらのほうはどうしても焦点が当たりやすいと理解しております。そうはいつでも、研究を頑張ってくださいというのは川崎市に受け止めていただくしかないのですけれども、現状としては私の理解は

そのようになっています。

時間がやや押しぎみなので、御意見、御質問はここまでとさせていただきたいのですけれども、宮脇副部会長の御意見を読んでいただいてよろしいでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

宮脇副部会長からいただいております意見がございますので、私のほうで代読させていただきたいと思います。

最後のページの発生段階からの資源化の推進について、高度化法の動きもあるため、事業者に頑張ってくださいだけではなく、市と市内業者で枠組みができると良い、こういった意見をいただいております。

○寺園部会長

それでは、特段なければ、次にいきます。

○高橋委員

廃棄物減量指導員の高橋でございます。12ページに、産業廃棄物施策の取組事例（脱炭素化の推進）で衣類の件が載っております。前回の会議でも、2022年度の現況では、お1人、年間に約18枚の衣類を購入して、それを手放すのが15枚、それで、恐らく年齢やそういうのもあるのですけれども、たんすの中には35枚ほど着ていない洋服があるという。衣服のライフサイクルの短期化による大量廃棄の流れが懸念されるということがありまして、私も気に留めていたのですけれども、今回の12ページのところに、衣類は法的には一般廃棄物、通常は市で処理というところで、産官連携の試験研究で、産業廃棄物処理施設を使って処理し、より高度なりサイクルを行う技術を開発というところで、今、どのような形で技術を開発されているのか、もしお分かりでしたら説明をお願いしたいと思い質問いたしました。

○山本廃棄物政策担当部長

こちらにつきましては、産業廃棄物の処理施設を使った事例ということで御紹介をさせていただいたところでございますけれども、今、右側にレゾナックでのガス化施設ということで御紹介をさせていただいてございます。通常、プラスチック製容器包装等を使って

一部廃棄物も入れているというところでございますけれども、そういった中で、衣類の合成繊維系もそういった形ができないかというところで今試験研究をしているところでございます。合成繊維の中でもアクリル系の繊維にリサイクルできないかというところで、今例示として挙げさせていただいているものになります。どうしても合成繊維というものは、いろいろな種類の合成繊維、ポリエステルだったり、アクリルだったり、天然繊維も混ざっていたりということで、なかなかリサイクルがマスとしては進まない、大きな量としてはなかなか難しいというところの中で、こういったルートで、バージン材と変わらないような材質に生まれ変わることができないかというところを研究している事例として挙げさせていただいたところでございます。

○高橋委員

理解しているところは、リサイクルできるものについては、恐らく、7区の皆様も、麻生区の方も、6月と11月でしょうか、リサイクル可能なものは収集しておりますけれども、やはりリサイクルできない汚れものとか、いろいろございますし、そういう中で、着ていない洋服等は、どこかでまたリサイクルされるということを期待して、収集に出してはおりますけれども、最近、海外のほうでも、以前、コロナ禍の前は、いろいろ利用されていたものが、送れなくなったり、溜まる一方というところで、脱炭素化に関してはどのように努力していったら、私たちの力になると、そういう思いで質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○森川委員

9ページの廃プラスチック類再生利用率に関する目標というところで、その他業種だけリサイクル率が落ちている、その他業種と、建設業、製造業、この4つの業種の量、トン数、これは把握されているのでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

少しお待ちください。

○寺園部会長

この時間を利用して。さきほどの繊維のところにつきましては、あくまで技術開発の紹

介ということになっていたかと思いますが、やはり繊維類の廃棄物の問題は重要ですので、実際にこの技術開発ができれば一般廃棄物の受入れも含めてどうするかということなど、消費者の周知徹底をどうするかということも、今回は産業廃棄物の文脈での御紹介ではありましたが、そういったところもせっかく一般廃棄物、産業廃棄物を合わせて取り組むというお話になっていますので、そういうことを、もし次回以降、機会があればお話ししていただければと思います。

それから、森川委員が質問されたものは、データとしてはあるのだと思いますが、すぐに示せるかどうかというのをお待ちしているところで、次の資料３－２のほうに行きますと、産業廃棄物の種類別のフローが出てくるので、ここに業種別の掛け算がされたものがバックデータとしてあると思うのですが、川崎市、いかがでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

建設業につきましてはプラでございますが、2023年度実績で7,468トン、続いて、製造業につきましては8,773トンでございます。その他につきましてはこの場にデータを持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○森川委員

その他業種だけリサイクル率が上がっていなかったのも、この辺が、我々、静脈産業側が取り組まなければいけないところと思ったもので、その他業者がどういった業種なのかというところと、データの的に重さが分かればと思ったものです。後ほどでも構いません。

○山本廃棄物政策担当部長

データは整理させていただいて、後ほど、もしくは次回、回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木下廃棄物指導課長

後ほど回答させていただきたいと思います。

○寺園部会長

建設業、製造業の場合は、比較的、単一、均一的な素材の可能性はあるのですけれど

も、その他となりますと、少し複合材などが多めなのかと想像しますが、データの精査、提供をお願いできればと思います。時間が押していますので、よろしいでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

先ほど部会長のほうからお話がありました件で、補足だけさせていただいてよろしいでしょうか。

サーマルについては、実績に入っていないと御説明しておりますが、念のため申し上げますと、加工燃料ということで、R P Fにつきましては、数字としては入っておりますので、川崎市においてはR P Fについては、ケミカルとして取り扱わせてございますので、そういった数字は反映されております。

○寺園部会長

解釈的には微妙なのですが、R P Fという場合は入っているということで了解しました。時間が押しているため、また関連する話が続きますので、次の目標項目に移らせていただきたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○木下廃棄物指導課長

それでは、引き続き私から、資料3-2で御説明させていただきたいと思います。

次期廃棄物計画の目標として設定する項目について、事務局案ということで御説明させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、次期計画におきましては、資源循環の一層の進展や、カーボンニュートラル、脱炭素化やプラスチック資源循環の推進に取り組んでいきますので、その成果を計る目標項目が必要となります。そこで事務局案といたしましては、産業廃棄物全体の再生利用率及び産廃の中でも特に廃プラスチック類の再生利用率を上げたいと考えています。こちらは、再生利用の推進による温室効果ガスの削減、脱炭素化に寄与する項目というところでして、製造事業者や高度なリサイクル事業者が集積している本市の特性を生かして、リサイクルの高度化などによる資源循環の推進の程度を計る項目ということになると思います。

次のスライドですが、こちらは8月の第3回部会で一般廃棄物の目標項目の説明の中で

説明させていただいておりますが、次期計画の目標項目は、このような形で検討させて頂いているという資料となっております。次のスライドになりますけれども、目標の1、2、3が一般廃棄物の目標、そして4つ目が産業廃棄物の目標と考えてございまして、先ほどのスライドの記載内容がここに反映されているというふうになっております。

資料につきまして、以降、参考ということですが、産業廃棄物に関する指標で、長期的な観測をしていくというところの中では、これまでのように、排出量や最終処分量を定期的に確認していきたいと思っております。

また、その次の参考資料でございますが、こちらは、市内で発生した産業廃棄物の処理フローとなっております。最初が産業廃棄物全体のものとなっております。それ以降につきましては、廃プラスチック類よりも排出量の多いものについて、各種類別にフローが続いておりますので、こちらについては後ほど御覧いただければと思っております。説明は以上です。

○寺園部会長

ただいまの御説明で御意見、御質問がありましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、宮脇副部会長の御意見の代読をお願いできますでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

それでは、宮脇副部会長の御意見を代読させていただきます。

全体と廃プラの両方の目標を出すのは良い。汚泥は減量化が多く全体の再生利用率があまり上がらないと聞いたが、それを丁寧に説明した上で、再生利用率を上げていくことが大事、こういった御意見でございます。

○寺園部会長

前回も議論がありましたけれども、産業廃棄物全体の中で、目標としては全体だけではなくて、プラスチックを特出したほうが良いという意見を私も述べ、その方向になっていきます。これは1個1個、全ての種類について行うのは大変ですが、やはり脱炭素化と関係が深いと、関心も高いということで、プラスチックについてはよろしいのではないかと思います。

一方で、量的には汚泥が多いので、それをどうするかという問題もあるのですけれども、宮脇副部会長の御意見も、目標として取り上げなくても、注意して再生利用率を上げていきたいと思いますということかと理解しております。

ほかの委員の方、いかがでしょう、よろしいでしょうか。

○渡辺委員

渡辺です。今、リサイクルを上げていくというのはすごく分かります。私ども業界にいて、リサイクルに向けないといけないという意識はあるのですが、どういうものをどういう方向に向けていったらいいのか、今、レゾナックさんやJ&Tさんが載っています。細かい処理、先ほどのサーマルにあたる、ないしはケミカルにあたるという判断も、実はそういうすみ分けがあるだけで、同じ焼却にして熱源にするのにどこが違うのか、理解し切れていないところがあります。ですから、その辺、もう少し行政のほうから教えていただいて、例えばレゾナックさんの水素をつくるのがすごくいいよということであれば、どんどん推奨して欲しいのです。我々も推奨しやすいです。行政がその方向に向かって行っているから、そういう方向に排出事業者さんに出してくださいと。今、実際、金額で動く会社はまだ多いです。排出事業者が処理方法はいいから、安いところで処理して欲しいという意向がまだまだ多いのです。私はこの業界にいて感じるのは、良い処理をしたいと思います。

ただ、自分自身も分からないのです。本当に水素をつくって大丈夫なのか、工場がもっとできるのかなど。今はレゾナックさんだけです。それであれば、レゾナックさんに代わる会社がどんどん増えてくると思うのです。また、バイオマス発電など発電も一気に伸びてきており、皆さん行うようになりました。

要は何が言いたいかというと、利益が出ないと皆さんやりませんから、そこに行政のバックアップがないと、その業界は伸びていかないのです。すごく悲しい話なのですけれども、いつも言うように、需要と供給のバランスがしっかりしていないと、いいものをつくっても売れなかったら商売はしないのです。その辺の需要と供給のバランスを取るのは、私が長年やっていて思うのは、行政の指導ではないかと思うのです。生き残っていきないうです。やっても途中でやめたというふうになってしまっているのです。私も具体的なところは分からないのですが、行政にその辺を見ていただいて、何が本当にいいのかというのを、もう少し勉強していただければと思います。

○寺園部会長

私から少しフォローさせていただきますと、今、大変重要な御指摘をいただいたと思います。今日御紹介いただいているのが、目標項目をつくって、これでいいでしょうかという御提案なのですけれども、先ほどの再生利用率の話を私からも質問して御回答もありましたが、結局、そこに含まれるか含まれないかという、サーマルリサイクル全体ではないけれども、RPFというものであれば再生利用率が、現状、川崎市は含まれているということが、川崎市の現状の見解なのです。解釈は、マテリアルリサイクルじゃないから絶対駄目という場合も、ある視点によってはありますし、ケミカルの一つとして考えられるという解釈もある。そこに川崎市として、しっかりとした理由を立てられるのは難しいかもしれませんが、国のこういう考え方を使うとか、こういう考えで行きますというのをもう少し出していただいて、それで事業者の方にとっては、少なくとも再生利用率として取り上げてもらうということは褒めてもらう、評価してもらうということで、そちらの方向が正しいですよという行政からのお墨つきをもらうことになるわけです。もちろん、できるだけ事業者にとってみても、収益が上がる形のほうが望ましいと、動きやすいということがあると思います。そのあたりは市の取組として、補助金か、税の優遇なのか、そういったことと繋がる形にして、再生利用率などの目標の使い方を考えていただくということになるだろうと思っています。本日のところは目標項目の考え方の御紹介ということで、事業者はこれだけではまだ動きにくいですよというお話かと理解しましたので、それは市としてまた受け取っていただければと思います。よろしいでしょうか。

○木下廃棄物指導課長

先生のほうでまとめていただいたというところもございます。今いただいた御意見、確かに難しいところもございますが、今後の検討の中でそういったところも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○寺園部会長

藤倉委員、お願いします。

○藤倉委員

先ほど汚泥の話があったのですが、下水道汚泥が大きくて、あと水道汚泥もあると思います。下水道汚泥ははっきり言えば住民のし尿に起因するものですので、工業的な汚泥がどのぐらいで、住民の生活と密接に関係していてもうこれ以上は減らせないという汚泥がどのぐらいかというのは、目標の指標をクリアにしなくても結構ですが、目標計画の中では、現状を調べておいていただくといいと思いました。御参考までに。

○寺園部会長

今の点はもつともだと思います。減らすというのは、良い方向に見えるのですけれども、限界がありますし、産業廃棄物といっても、事業者としての川崎市が排出しているものの中には、川崎市民によるし尿の処理というものが入っているため、そういう意味でも、一廃と産廃とを一体的に考えると、しかし、量的な限界もあるというような非常に興味深い重要なところを御指摘いただいたと思います。

川崎市から特段よろしいでしょうか。目標の考え方を今すぐではなくても、将来的にそこはチェックしていただくということかと思います。

○濃沼委員

2 ページのところに資源循環の推進の程度を計る項目、算定方法については、今後検討と書かれているのですけれども、これはこの部会として算定方法を検討するということなのか、こういうものに関しては、国などそういったところが基準、算定方法のある程度定めて、それに基づいて川崎市はこんな形で算定しますよとするのか、その辺のところの方向性が見えたらお願いしたいと思います。

○木下廃棄物指導課長

お答えさせていただきたいと思います。

こちらの算定方法、今後の検討につきましては、今おっしゃられたように、国では算定方法については定めがなく、川崎市で独自の手法で算定する計る必要があると思っておりまして、それについて、今後、どういう手法があるのかというところも含めてやっていきたいというところで、考え方としては出してはいるのですが、実際にどのような数字の算定を行うかというところは、これから事務局で検討してまいります。

○濃沼委員

分かりました。それで結構だと思いますけれども、やはりこういうものに関しては、標準的なものが出てこない、川崎市独特の算定方法をつくっても、結果的には意味がないため、こういうものに国際標準ができるかどうか分かりませんが、ある程度そういう標準方法をベースにつくっていくのがいいと思うのです。そういうものがないのであれば、まずは川崎市がつくって、それを全国的に普及させていくとか、そういうような取組をすることになるのでしょうか。その辺、もし分かりましたら教えてください。

○木下廃棄物指導課長

まだ現時点では、標準法をつくるというところまでは検討してございません。どういった算定手法がいいかというところを今後やらせていただくというところで、今としてはそこまでは御報告できない状況になってございます。

○寺園部会長

今のやり取りの音声は切れてしまって、聞こえなかったところが一部ありましたがよろしければ次に進ませていただきたいと思います。

議題3の個別課題に対する取組及び方向性についてですけれども、テーマ数が多いので、食品ロスから経済的手法までで区切って質疑応答にしたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

では、資料4を御覧ください。個別課題について御説明いたします。

まず、食品ロスについて、スライド3を御覧ください。食品ロスに係る国の動向ですが、日本の食品ロスは2022年度、約472万トンであり、世界の食料支援量よりも多い状況となっております。食品ロスの削減の推進に関する法律が制定され、食品ロス削減推進方針の中で、食品ロスの削減に係る目標が設定されております。

次のページ、本年7月の食品ロス削減推進会議の中で、来年3月までに新たな目標を設定すると示されました。

次のページ、本市における食品廃棄物量と食品ロスの状況ですが、本市推計では、国が

定めた食品ロスの目標の「2030年度までに、2000年度比で半減」は達成しているものと考えておりますが、改定される食品ロス基本方針を踏まえ、さらなる減量が必要となります。

次のページ、本市の食品ロスの内訳となりますが、家庭系は約1万7000トン、事業系は約9000トンで、ともに、食べ残し、直接廃棄、過剰除去の順に廃棄量が多い状況となっております。

次のページ、食品ロス削減などに関する本市の主な取組を紹介いたします。

まず、宴会時などの食べ残しを減らす3010運動の呼びかけ、家庭で使いきれない未利用食品を活用するフードドライブ、飲食店による食べきりや小売店の売りきりを推進する食品ロス削減協力店制度、生ごみの減量化・リサイクルに関する生ごみリサイクルリーダーの派遣などがございます。

次のページ、食品ロスに係る今後の取組の方向性案として、改定される食品ロス基本方針を踏まえた食品ロス削減及び食品廃棄物の取組の充実として、フードドライブ等の拡充、SNS、アプリを活用した市民、事業者の意識を変える啓発、食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者や製造事業者との連携強化としております。

続いて、高齢化について御説明いたします。

スライド10を御覧ください。本市における高齢化の状況ですが、高齢化率は上昇を続け、2050年には約3割に達する見込みで、高齢化に伴い使用済み紙おむつの増加とごみ出し困難者の増加が見込まれています。

次のページ、本市の取組を紹介いたします。自らが一定の場所まで家庭ごみを持ち出すことができない方々を対象に、ごみを排出者宅前または所定の場所まで直接収集するふれあい収集を実施しております。2022年度の実施世帯数は、2018年度比で約3割増加しております。

次のページ、使用済み紙おむつの資源化に向けた国の取組となります。環境省では、使用済み紙おむつの再生利用等のガイドラインを策定しております。

次のページ、鹿児島県志布志市の取組となります。志布志市では、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収のモデル事業を2016年度より実施しており、本年4月には家庭分の全域回収を開始、世界初の紙おむつの水平リサイクルに取り組んでおります。本市においては、近隣に紙おむつをリサイクルできる施設はなく、多量排出に対応したリサイクル技術が確立していないこと、リサイクル処理料金の低減や収集運

搬体制の構築等の課題がございます。

次のページ、高齢化に係る今後の取組の方向性案として、高齢者人口の増加に合わせたふれあい収集の周知及び増加への対応として、収集運搬体制のさらなる効率化等の検討としております。また、ごみの減量化・再資源化に向けた紙おむつのリサイクルの検討として、国や他都市の取組、事業者の技術開発等の状況を注視しつつ検討としております。

続いて、経済的手法について御説明いたします。

スライド16を御覧ください。まず、経済的手法ですが、インセンティブを与えることによって間接的に市民を誘導していく手法となります。国の動向ですが、廃棄物処理基本方針では、市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきとされております。本市の家庭系・事業系ごみ（一般廃棄物）の経済的手法による主な施策ですが、事業系手数料や粗大ごみ処理手数料導入等がございます。なお、現行計画では減量化・資源化に向け順調に推移していることから、粗大ごみを除く家庭系ごみは未実施で、国や他都市の動向・実施状況等を調査研究するなど検討を継続としております。

次のページ、参考資料となります。政令市における家庭系ごみの有料化実施状況ですが、20都市中9都市となっております。なお、県内政令市においては未実施でございます。

次のページ、参考資料となります。政令市における事業系一般廃棄物処理手数料ですが、本市を除く19都市の平均は1キロ当たり15.3円で、本市手数料は平均額となっております。

次のページ、経済的手法に係る今後の取組の方向性案として、ごみの減量化・資源化や他都市の動向等を踏まえ、引き続き、経済的手法を検討として、既存の手数料については、本市の使用料・手数料の設定基準に基づき、おおむね4年ごとに検討、未実施の品目については、ごみの減量化・資源化の状況を注視しつつ、国や他都市の動向等についても引き続き調査研究するなど検討を継続としております。

説明は以上となりますが、宮脇副会長から高齢化について御意見をいただいておりますので、代読をさせていただきます。

ふれあい収集について、高齢化の進展により、分別できない人も増える、分別が難しくなる中、どういうふうに進めるか、ぜひ検討を継続してほしいといった御意見をいただい

ております。以上となります。

○寺園部会長

私のところでは、今の部分の御説明で、2割ぐらい音声がかれて聞こえなかったのですが、藤倉委員はいかがでしたでしょうか。

○藤倉委員

同じです。事務局にメッセージを送ったのですけれども、一部途切れていました。事務局側の問題ではないかと。

○寺園部会長

もし事務局のほうで音声が改善できるのであればお願いします。今の3つの課題について、御質問、御意見がある方はお願いします。

○濃沼委員

濃沼です。食品ロスに関して、日本が結構遅れている状況ですが、海外の場合は、持ち帰り用の容器などを再利用しているというケースが多いです。日本の場合は、大体紙を使って、それを家に持ち帰って、紙をまた捨ててしまう、海外では、それをまた家に持ち帰った後、お店に返す、リサイクルボックスとして、そういうことを行っている国が多いです。そういったことを日本でももう少し一般化していくとよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○増田減量推進課長

減量推進課です。今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

確かに海外のほうでは、事業者から、サービス業ということで排出される食品のロスの部分について、持ち帰りといったことで、ドギーバッグなどの、今御紹介のありました使い捨てではなくて、再利用できるような容器を使うといったようなお話もあったかと思います。確かにロスをなくすためには、そういった手法もあると思うのですが、一方で、サービス業のほうも、食品の衛生面といったところもあろうかと思しますので、この辺については、今後、調査研究しながら、どういったことができるかということを検討してまい

りたいと考えております。

○徳野委員

徳野でございます。食品ロスについての御意見でしたけれども、注文するときに食べきれぬ量を注文することや、ポーションを少なくしたものを販売していただくなど、食品ロスが出ないようにすることも大切なのではないかと思います、そういうことを川崎市でやりましょうということができるのではないかと思います。

○増田減量推進課長

御意見、ありがとうございます。既に食品ロスの取組といたしまして、家庭系へのアプローチ、事業系へのアプローチ、それぞれ行っているところですが、今、委員のほうから話がありましたのは、事業系へのアプローチ、取組といったところかと思います。こちらに関しましては、食品ロス削減協力店ということで御登録をいただいて、小盛りの提供など、いろいろ取り組んでいるところについて、川崎市のほうから協力店ということで登録をしているといった状況でございます。今、令和6年4月現在で、登録を684店舗にいただいております。これについては、これからも推進していきたいと考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○寺園部会長

食品ロスについては、絶対量を取っているのだから、買い過ぎないことや、お店で頼み過ぎないということを徹底していただくことが大事だろうと思いますし、食べ残しを持って帰るというのも、先ほどの御回答のように、なかなか難しい部分もあるのですが、頼み過ぎないというのは誰でもできるので、そういう促進を何とか進めていければと思います。

ほか、御意見、御質問、いかがでしょうか。

私からは、紙おむつの水平リサイクル、確かに鹿児島県志布志市など、限定されたところでは行っている部分はあるため、川崎市も、先ほど、リサイクル技術が先進都市だという話がありましたので、何とかその話を進めていただければ、将来的にもう少し良くなる可能性もあるということと、経済的手法については、川崎市含め、神奈川県内では有料化が実施されていないということで、恐らく、今導入しようとしても川崎市民の方からいろ

いろと御意見が出てくると思います。今のところは検討継続ということになってはいますが、有料化がなくても、ある程度の減量化ができているということではありますが、他都市等の状況も見ながら、考えて欲しいなと思っております。

○山田廃棄物政策担当課長

部会長から今御意見をいただきましたとおり、今度の計画は12年になっておりますが、紙おむつにしても、経済的手法についても、何らか考えていかなければいけない状況が生じてくるかもしれませんので、今回、お示しさせていただいたとおり、しっかり国や他都市の状況を見ながら、また、紙おむつについては事業者の技術開発や施設がどこにできるかというところが重要になってきますので、その辺、しっかり注視しつつ、検討のほうは進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○寺園部会長

よろしければ、残りの課題についての御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

では、残りの課題のまち美化から始めたいと思います。

まず、スライド21を御覧ください。ポイ捨て防止などの美化対策の推進は多くの自治体で高い政策課題となっており、本市においても駅周辺や公園、道路の沿道などへの空き缶、たばこなどのポイ捨てが散見される状況です。ポイ捨て行為はモラルに起因するところが大きく、一人一人の美化意識の向上が重要となります。

次のページ、本市におけるまち美化（主にポイ捨て）の取組を紹介いたします。路上喫煙防止の取組と連携したポイ捨て禁止等啓発キャンペーンを2023年度は78回開催いたしました。また、生活環境保全対策業務員による散乱防止重点区域を中心にパトロールを195回実施いたしました。

次のページ、参考資料となります。本市のポイ捨て禁止条例は、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に、空き缶やペットボトルなどの飲料容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすのポイ捨てを禁止しております。

次のページ、若者世代が環境美化に関心を持ち、楽しみながら清掃活動に参加できるように「ゲーム感覚で楽しく、試合のように熱くなれるごみ拾い」をコンセプトとした清掃

イベント「大学対抗！ゴミ拾い甲子園」を昨年度に開催いたしました。

次のページ、まち美化に係る今後の取組の方向性案として、各主体が行っているまち美化活動をネットワーク化し地域等の連携の輪を拡大として、町内会や企業、ボランティア活動団体、若者等の各主体の美化活動を尊重しながらも、相互に連携できるような仕組みを構築し、きれいなまちづくりに向けた取組を促進としております。また、まち美化の活動の可視化による市民・事業者の美化意識の向上及び醸成として、SNSの活用や市ホームページやポータルサイト等を作成して、市内の美化活動の情報を集約し、伝わる発信としております。

続いて、災害廃棄物について御説明いたします。

スライド27を御覧ください。まず、本市における災害廃棄物の計画の位置づけとなりますが、本市では、川崎市地域防災計画（震災対策編）の中に、川崎市災害廃棄物等処理計画を位置づけており、その下により詳細な川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定しております。今回の次期廃棄物処理基本計画では、災害廃棄物の大きな方向性を示していくものとなります。

次のページ、自然災害などの緊急時に備えた対応の強化ですが、災害廃棄物（片付けごみ）は、市収集や民間団体、近隣自治体などとの連携により処理を行っておりますが、今後も見込まれる大規模災害や感染症流行等の緊急時に備えてさらなる連携体制の強化が必要となります。

次のページ、災害廃棄物の広域処理における支援の実施状況ですが、2024年能登半島地震では、石川県内で発生した建物の解体等に伴う災害廃棄物を、横浜市及び川崎市が所有している鉄道輸送用コンテナを活用し、石川県内から都内等の貨物駅に鉄道輸送で運搬し、貨物駅から運搬車で焼却場に搬入し、焼却処理をしております。

次のページ、民間事業者等の連携状況ですが、災害発生時に迅速に対応するため、平時から業界団体等と協定を締結しております。また、災害廃棄物に係る平時からの広報を実施しております。

次のページ、災害廃棄物に係る今後の取組の方向性案として、収集処理体制の強化として、震災、風水害時の迅速な対応に向けた収集処理体制の構築、災害訓練・人材育成の充実、生活排水（トイレ）に関する安全・安心な収集・処理体制の推進としております。また、他都市、民間事業者との連携体制の強化として、支援、受援を含めた近隣他都市との広域的な連携の推進、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施に向けた民間事業者との連携

の強化としております。

続いて、生活排水について御説明いたします。

スライド33を御覧ください。2019年度の浄化槽法改正では、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換促進のため、単独処理浄化槽の除去等の指導助言権限を行政に付与するなどの改正が行われました。本市の浄化槽設置件数等でございますが、全国の下水道普及率96.1%に対して、本市の普及率は99.5%となっております。合併処理浄化槽は増加傾向、単独処理浄化槽設置件数は減少傾向ですが、合併処理浄化槽への転換をさらに推進していく必要があります。なお、ディスポーザー排水処理システムは設置件数、対象世帯ともに増加傾向となっております。

次のページ、本市のし尿収集量及び浄化槽等汚泥収集量は、ほぼ横ばいとなっております。

次のページ、本市の生活排水処理フローと関係施設となります。

次のページ、本市のし尿等の適正処理の取組として、手数料の改定、浄化槽設置資金の助成・貸付、設置前事前協議の実施、浄化槽管理者への維持管理指導などを行っております。

次のページ、災害時の適切な対策となります。2022年度には大規模災害に備えた災害用トイレの備蓄の計画数を達成しております。また、災害時の収集体制の確保や、仮設トイレ組立訓練を実施しております。

次のページ、生活排水に係る今後の取組の方向性案として、し尿の適正処理及び浄化槽の適正な維持管理とし、浄化槽、ディスポーザー汚泥、汚水槽の適正処理や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進としております。また、災害時も含めた安全・安心な収集・処理体制の推進として、平常時から国や周辺自治体と情報交換を行うなど、広域的な連携体制の構築、災害用トイレ等のし尿収集運搬が衛生的かつ迅速に行える体制の整備としております。

説明は以上となります。

○寺園部会長

ただいまのまち美化・災害廃棄物・生活排水の後半個別課題について、御質問、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。藤倉委員、お願いします。

○藤倉委員

まち美化で1つお願いがあります。今年の廃棄物学会で発表したのですが、「皆さん、ポイ捨てしたことはありますか、ごみを不法投棄したことはありますか」と聞いたら、「ないです」と言うのですが、では、「皆さん、ごみが風に飛ばされて拾わなかったことはありますか」と聞くと、「ある」と言うのです。つまり、落としたものを拾わない人はすごく沢山いて、意外とペットボトルなども落としても、10メートル遠くだったら拾わないなどと言っている学生がいて、ポイ捨てしないようにというのはもちろん大事なのですが、「落としたごみを拾いましょう」という啓発もぜひやって欲しいと思っています。

生活排水は、もちろんごみの計画の中に入ってくるのはいいのですが、結構まだ単独浄化槽があるというお話なのですが、どのぐらい負荷としては問題があるのでしょうか。汚濁負荷の中でかなり力を入れていかなければいけないのか、一応課題としてあるという程度なのか、言いにくいかもしれませんが、レベル観を、川崎市としての認識を教えていただければと思います。以上の2点です。

○増田減量推進課長

まず初めに、ポイ捨てに関して、減量推進課のほうから御説明させていただきます。

委員のおっしゃったとおりなのですが、確かにごみを捨てないというところもそうですし、ごみを拾うといったところ、そうだと思います。ポイ捨てに関しましては、先ほどの御説明にもありましたとおり、モラルに起因するところが非常に多いと、そういったところの中で、やはり市民の皆様の意識醸成啓発、併せてですけれども、そういった指導も両輪でやっていかないといけないなといったところの中で、そもそもポイ捨てをしない人を増やすというのはこれまでやってきている取組かと思います。併せまして、今お話のあったように、まちをきれいにする人を増やす、そういったところも両輪でやっていかないと考えておりますので、今後こういったところの取組をさらに展開していきたいと考えてございます。以上でございます。

○宝田収集計画課長

収集計画課です。生活排水の単独浄化槽の負荷についての御質問ですが、単独浄化槽は、下水道普及率が99.5%というところで、その中でさらに単独浄化槽となりますと、

2,567基が2023年度のデータとしてあります。具体的な負荷のデータとしては持ってはいないのですが、負荷がどのぐらいかというのは別として、やはり合併浄化槽の方へ単独浄化槽を移行していく、そういった取組は必要だと感じておりますので、引き続き、継続して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○藤倉委員

前者のごみの件は、落ちているごみをボランティアが拾う話ではなくて、自分がごみを落としても拾わない人がいるので、自分が落としたごみは必ず拾いましょうねという啓発が要りますということですので、よろしくお願いします。

○増田減量推進課長

分かりました。ありがとうございます。

○寺園部会長

マスクでも、落としたのに気づかないという人も多いですし、今も多いと思います。拾いましょうということだと思います。ほかにいかがでしょうか。

○濃沼委員

美化の関連です。ポイ捨てですが、最近大変きれいになってきているのですが、高速道路や、あるいは高架の下のところを有効に利用しているケースの場合は良いのですが、そうではなくて、草が生えた状態になっていますと、ごみがあると、みんな、車からポイポイ捨てて、大量に溜まってしまうのです。どうしたらいいのか、なかなか難しいところですが、マナーの問題ももちろん当然なのですが、ごみが一つでも落ちたらさっと片づけるなど、そういう仕組みじゃないですが、それを考えていくと、もう少しきれいになるのではないかという気がいたします。特に私の近くの国道246号のところ、上下に上がったり下がったりするところがあるのですが、そこの下側が利用されていないのです。そこにみんなごみをぽんぽんと投げるといのがありますので、その辺のところの利用をうまく考えていくのか、さらにマナーを注意して投げないようにということをするのか、その辺のところを十分検討いただけるようお願いしたいと思います。

○増田減量推進課長

御意見、ありがとうございます。少し御紹介になってしまうかもしれませんが、今、国道246号のお話がありましたが、臨海部のほうにも国道357号線という臨海の国道がございます。こういったところについても、マナーの向上も難しいところに関しましては、道路そのものを、例えば信号待ちをされていて、運転手さんが捨ててしまうところについては、捨てづらい環境をつくったりや、監視カメラのようなハード的なことをやったりなど、そういったそれぞれの施設管理のほうでいろいろと取り組んでいる事例がございますので、そういったところを横展開できれば良いと思ってございます。以上でございます。

○篠倉委員

市民委員、篠倉です。質問ではないのですが、私がこの市民委員をやらせていただいたと思った理由として、私は丸3年、毎朝近隣のごみ拾いをしています。よっぽどの大雨や、自分の仕事の都合などがない限りは、近隣、往復で3.5キロ、二ヶ領用水沿いを反対の方向に2キロ、ほぼ毎日行っています。ポイ捨てごみが減っていると全然思っていないで、ポイ捨てしている人は3年前と変わらないと思っています。たばこに関しては、平均すると3メートルに1本ぐらい落ちており、また、箱ごと落ちていたり、ペットボトル、空き缶、お弁当のごみ、ファミチキの袋など、ありとあらゆるものが、拾ってくれと言わんばかりに、毎日、1袋集まるぐらい、落ちており全然変わらないです。その状況が嫌です。捨てている人を朝は見かけません。ということは、夜飲んで、帰りにコンビニエンスストア等に寄って買物して、食べながら歩いて、食べ終わったから捨てて、家に着く、そんな感じだと思うのです。私の日々の努力では少しも変わらないと思い、ここに参加させていただくことで、何かもっと違う方向に変わるアクションの一步にしたいと思い、市民委員に応募させていただきました。

今後の取組や、これまでの取組を拝見させていただいて思ったのは、結局、気にしている人がたださらに気にするだけで、ごみを捨てていない人が、ああ、そうだよね、捨てないよねと思うだけの取組にしか私には感じられなくて、結局、捨てている人、何とも思っていない人は、別にそれが悪いことと思っていない人には一切届かない、そういう施策だと感じました。

私が画期的なアイデアを持っているわけではないのですが、やらないほうがいい

とは全く思っていないのですが、これだけ続けていても何も変わらない、届けたい人に届かないというのが、すごくもどかしい状況です。

もう少しつけ加えると、何で捨てるのだろうかと思ったときに、3タイプの人。1つは、悪意というか、何も考えず捨てる人、この人たちがどう考えているのか、私には全く理解できません。2つ目が、ごみの集積所に捨てる人。少しましなのですかね。植木などにペットボトルを刺していく人に比べれば、ごみ捨て場のところにごみを捨てているということであれば、まだましな人が2つ目。3つ目は、先ほど藤倉先生がおっしゃっていましたが、けれども、何かアクシデントで、風で飛んで行ったなど、拾おうと思ったけどとか、拾うのをやめてしまったなどという、理由があって拾えないとか、拾わないみたいな人とかに大別されると思ったとき。最初の人たちに対してアクションするというのは教育しかないと思っています。

2つ目のごみの集積所に捨てる人というのは、ごみ捨て場は自治体に任されていると理解していて、ボックスタイプで鍵までかけて、通りすがりの人が捨てられないようにしているところもあれば、ただネットがばさっとかかっているだけ、瓶を回収するブルーのボックスは誰でも捨てられるので、そこにたばこを捨てたりとか、お菓子の袋を捨てたりとか、そういう方がいるのです。なぜなら、ボックスが口を開けて待っているのです、人間として、そこに箱があれば、そこら辺に捨てるよりは、その箱に入れるほうが良いと考えます。私は通りすがりで気がついたときには、瓶じゃないか、ペットボトルじゃないかと、そこからなるべく自分の袋のほうに入れるようにしています。口が開いているボックスはごみ捨ての行動を誘発すると思うのです。

最後のアクシデントで飛んでしまったのは、ボランティアや、気がついた人が拾うしかないと思っており、そういうごみの集積所に捨てる人というのは、何らか市で対策できるのではないかと思います。ネットではなくて、できればボックスにして欲しいです。蓋があって、その住民の人だけが開けて捨てられるという状況にしたいと、捨てられるという状況がどんどんエスカレートする、止まらないのではと私は感じています。

もう1個だけ最後につけ加えると、最近の傾向として、自動販売機の横にあるペットボトルなどの回収ボックスが減っていていると感じています。想像ですが、飲料メーカーなどが、飲み物を補充していると思うのですけれども、ごみの回収をしたくないのですしょうか。分からないですが、最近、コンビニのコーヒーをペットボトルの捨てるところの入り口に刺してあります。ちょうどはまるのです。そうすると、次の人が捨てたくても捨

てられない状況があり、そうすると、みんな、どうするかというと、ごみ箱の周りにペットボトルや缶などを汚らしく置いていく。そのため、恐らく飲料メーカーも掃除が大変だから、回収ボックスを撤去しているのではと想像しています。そうすると、どんどん捨てる場所がなくなってって、捨てられるところに捨てていくという悪循環があるというのを感じているので、今私が申し上げたことは、うちの近隣だけのことだったりするものも含まれるかもしれないのですけれども、私自身を変えたいと思ってここに来させていたでいますし、自分だけじゃできないことです。皆さんとお話しさせていただく一つの情報のネタとして協力させていただきました。

○寺園部会長

ありがとうございます。私も環境審議会と資源循環部会に参加させていただいて、今日はオンラインでの傍聴者1名いらっしゃると思うのですけれども、川崎市民の百何十万に比べるととても少ないため、せっかくこの部会で話しているが、もう少し市民の方にも届くようにしたいと思っていました。今回、篠倉委員が入られて、非常に生々しいお話を御提供いただき、先ほど藤倉委員からも、学生とのやり取りを御紹介いただいて、特にまち美化という観点になりますけれども、これは本当にポイ捨てがゼロになるという目標は相当難しいとは思いつつ、日本はポイ捨てないよね、ごみ一つ落ちていないと言われることもあるのですが、そうじゃないよねと、私も川崎駅から市役所まで歩く間にいっぱいごみを見ていると思い、この状況、審議会や部会などできちんと共有して、少しでも良い方向にしたいとは思っております。

一方で、現状、策が結構尽きている感もあり、良い活動というのは、今日の資料でも御紹介いただいたのですけれども、少し閉塞感というか、限界もあったりして、これは決して行政の方だけのせいではないのですが、もう少し違う観点のアイデアもあったほうが良いかもしれないと思っております。

今日はそこまでいきませんが、例えばほかのごみ以外の課題でもいろいろあるのですが、何かアイデア募集みたいなものを市として、若い方々、あるいは子どもさんなど、いろいろな方の意見を募集して、何かいいアイデアがあれば景品を差し上げますといった、皆さんが振り向いてもらえそうなアイデア募集を、良いアイデアは実行するというようなことを考えてみていただければいいと、特にまち美化については思いました。全体として市から御返答はありますでしょうか。

○高橋委員

篠倉委員の意見に関して同感するところと、ただ1つ伝えておきたいことがあります。朝8時ぐらいからごみ収集車が走っていただいておりますけれども、私有地については、アパートやマンションなど、私有地内にごみ置場を設置するのはいいのですけれども、私たち、町会のほうは、班別に分けまして、戸建てが建つと、10軒以上はごみ置場をそこに設置してくれますが、3、4軒等だとごみ置場は大体町会さんに聞いてくださいということで、町会長が大変苦勞しています。それと、朝出して、夜片付けるということであれば、そのごみ置場が川崎市の道路であれば、いろいろ条件があります。生活環境事業所にごみ置き場の許可をいただいて、必ず朝ごみを捨てること、それから、夜帰ってきたらきちんと片づけるということもあります。また、ごみ回収ができないものについては生活環境事業所がごみ収集のときに、今日はプラの日ではありませんとか、今日は小物金属の日ではありませんなど、紙を貼っていただいております。また、缶、瓶なども、ごみ置場にポイポイ捨てる、それは篠倉委員の意見もあってはいますけれども、朝になると、きちんとそれは避けて、それかもしくは近隣の奥様たちがビニール袋に入れたり、自分のポリバケツに入れてごみを捨てております。地域の中で、ごみ置場が1つの班に3、4か所ずつ、それはほとんどが減量指導員さんの見回りとか、町会の会長さんたちが決めて、生活環境事業所と相談をして、どのようにして住みやすい地域にしていくかということを努力いたしておりますので、地域によって大きな差があると思います。

この間、3R講演会がありました。聴講者の方のお話ですが、プラなど、いろいろなごみを、マンションの方が管理しているとか、それをボランティアで仕事のないときにごみの管理の協力をしている。ところが、そのごみの中に瓶が入っていたり、たばこの吸い殻が入っていたり、私は分別することに疲れましたという内容で、恐らく、川崎市の廃棄物減量指導員さんのほうにきちんと御相談をなさって解決されていると思いますが、本当に長い間、御苦勞されたのだそうです。分別をされていないのは70歳以上の人じゃないかと言われたのですが、やはりそういうマナーがまだまだ伝わっていないところもあるとは思いますが、市民の皆様は、住みよいまちにしていくということを目指して、毎日、自分の地域を守っておりますので、そういうところもこれから実っていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○寺園部会長

ありがとうございます。今の高橋委員の御発言ですが、川崎市の廃棄物減量指導員の方々の取組や御意見とか、お気づきの点など、次回以降、よろしければ、資料の中にもまとめていただけると、また生々しい話、リアルな話が聞けて、良いと思いました。

ごみ箱の設置の短所長所、両方あると思いますし、先ほどの飲料の自販機の横に回収箱を果たして本当に減らしているのかどうかということについて、メーカーさんのお考えや取組など、そのあたりも、やはりまち美化と関係するお話ですので、もし可能であれば、次回以降、少しお調べになって、御提供いただければと思います。

時間が過ぎてしまいましたので、特段追加がなければ、ここまでとさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、議題４の次回開催について、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

資料５を御覧ください。次回の開催について御説明いたします。

12月20日（金曜日）午前９時半から、約２時間程度で、場所や開催方法は、本日と同様となります。審議いただく内容は、基本計画の改定の考え方が中心となります。

説明は以上となります。

○寺園部会長

これについては特段よろしいでしょうか。私も次回は現地に伺う予定です。以上が予定の議題ですが、委員の皆様から何か御発言はありますでしょうか。では、事務局から、よろしいでしょうか。

○山田廃棄物政策担当課長

部会長、ありがとうございました。

○寺園部会長

それでは、進行を事務局にお返しします。

○山田廃棄物政策担当課長

では、本日の第4回部会につきましてはこれで終了させていただきます。次回の部会は、12月20日に開催を予定しております。委員の皆様、本日も長時間の御審議ありがとうございました。

午後3時34分閉会